平成２４年（フ）第４２号
秋田県由利本荘市二番堰11番地１
債務者　株式会社祥ケン
代表者代表取締役　佐藤　　祥
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平野　一史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午前10時
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第３７９号
福井市春日２丁目10番６号
債務者　株式会社加藤商店
代表者代表取締役　上岸　欣也
１　決定年月日時　平成24年12月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩本　雄太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午後１時30分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５３２７号
大阪府茨木市双葉町６番10号
債務者　株式会社ヨシミネハウジング
特別代理人　弁護士　針原　祥次
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨田　浩也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午前10時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８１号
静岡市葵区千代２丁目３番３号
債務者　有限会社ニシムラパッケージ
代表者代表取締役　西村　好世
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　秀世
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第６５０号
神奈川県伊勢原市大住台２丁目５番地の14
債務者　佐藤　眞一
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石渡　絵理
４　破産債権の届出期間　平成25年１月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６５１号
神奈川県厚木市愛甲２丁目１番１―106号
債務者　廣川　徳也
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川　浩
４　破産債権の届出期間　平成25年１月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月20日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３４号
徳島県美馬市脇町曽江名170―３、住民票上の住所徳島県美馬市脇町大字北庄638番地
債務者　國永　晶子
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　綾野　隆文
４　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第９５７号
千葉県習志野市泉町３丁目１番３―209号
債務者　草野　郁雄
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　博江
４　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午後３時10分
６　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２４８号
名古屋市港区当知４丁目1301番地　コーポみちる203号
債務者　中野　善夫
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮田　智弘
４　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午前11時15分
６　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２１３号
千葉県浦安市高洲１丁目３番２号
債務者　茂木　裕衛
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田部井宏明
４　破産債権の届出期間　平成24年12月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午前11時20分
６　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３２１号
千葉県市川市平田１丁目19番11号　２Ｆ
債務者　金内　和子
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本田　真郷
４　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午前11時40分
６　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２９号
奈良県北葛城郡広陵町大字三吉60番地１
債務者　出井逸男靴下こと　出井　逸男
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小城　　達
４　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２３０１号
愛知県瀬戸市萩山台９丁目93番地
債務者　守田　欣郎
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　俊光
４　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午後２時10分
６　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３１７号
千葉市稲毛区黒砂台２―３―９、住民票上の住所千葉市中央区春日２丁目４番10号
債務者　石﨑　成明
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤岡　拓郎
４　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４３号
千葉県市川市欠真間１丁目12番14号　青野荘Ａ―201号
債務者　船附ジュディットこと　フナツキ　ジュディット　デラ　クルッス
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久常　雅世
４　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係